

『令和8年6月25日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和8年6月定例会】

委員長 福森悦子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「債務負担行為補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、扶助費にかかわり、追加給付生活扶助費における対象世帯への給付額について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第83号「川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第84号「川口市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第76号「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第77号「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、小規模保育事業A型の設置状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回の条例改正で3歳以上に限定した小規模保育事業A型の設置を可能とすることについて、多くの施設が貸店舗や集合住宅の一部で開設され、敷地内に園庭もないなど、幼児期の子どもの成長や発達にふさわしい保育環境とは言えないことから、反対するとの意見。

また、今回の条例改正は、国の基準に合わせて必要な見直しを行うものであり、家庭的保育事業等における性対象暴力防止法に定める措置の確実な実施、特定理学療法士等へのサポート体制の構築についても必要な支援が期待できることから、賛成するとの意見。

さらに、国の基準に合わせた改正であり、待機児童の解消のほか、特定理学療法士等を配置基準に含むことや児童対象性暴力等の防止など様々な整備がされており、今後の本市の保育行政の発展に寄与するものと考えるところから、賛成するとの意見。

またさらに、国の法改正に基づいた条例改正であることから、賛成するとの意見。

見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第78号「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第79号「川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第80号「川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第81号「川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第82号「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、小規模保育事業A型の利用状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、3歳以上に限定した小規模保育事業は、子どもにとってふさわしい制度とは言えず、保育の継続性と専門性を保障できる環境こそ、市として整備すべきと考えることから、反対するとの意見。

また、国の基準に合わせて改正するものであり、本市においても必要な改正であることから、賛成するとの意見。

さらに、小規模保育事業は本市の待機児童解消に寄与してきた歴史があり、今後、ますます重要な役割を担っていくためにも、法改正に伴って、3歳以上の子どもの保育が可能となることは明るい兆しになると考えることから、賛成するとの意見。

またさらに、法改正に基づく条例の改正であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第110号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立上青木保育所）」ないし議案第113号「公の施設の指定管理者の指定について（川

口市立並木東保育園)」までの以上4議案を一括議題といたしましたところ、全議案にかかわり、子ども部指定管理者候補者選定及び評価専門委員会における評価点について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第120号「財産の交換について」及び議案第121号「財産の無償貸付について」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第120号にかかわり、交換に至った経緯について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第72号「令和8年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、国の高額療養費制度の見直しに伴う影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、今回の補正予算は、患者や家族にとって命綱とも言える高額療養費制度の上限額の見直しによるものであり、さらなる医療費負担の増加は治療を諦めるなど命の選択に繋がる危険が高まると考えることから、反対するとの意見。

また、この補正予算は、国の制度改正に伴うシステム改修費であり、運営に必要なものである。医療制度を持続可能なものとするため、制度の見直しは避けられないなか、限度額の据え置きや年間上限額の導入といった低所得者や長期療養者への配慮が講じられていることから、賛成するとの意見。

さらに、国の高額療養費制度の見直しによる苦渋の決断であるが、国民1人当たりの医療費が増大していくなかで、国民皆保険制度を維持するため、国の取り組みと合わせて本市の施策にも反映していく必要があることから、賛成するとの意見。

またさらに、国の改正に準じたシステム改修であり、高額療養費制度の見直しや国民皆保険制度の維持という意味でも必要と考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第109号「専決処分の承認について（川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で承認することに決しました。

以上で報告を終わります。